

**貨物概要**

ココヤシの実の果肉を細片とした後、脱水乾燥した淡黄白色の細片で、細かくひき裂いたもの（肉眼で細かく引き裂いた状態のものであることが明らかである。）

**分類**

関税率表第 0801.11 号（統計番号 0801.11-000）の乾燥したココヤシの実

**分類理由**

関税率表解説第 08.01 項によれば、細かく引き裂いた乾燥ココヤシの実は同項に分類されることから、上記のとおり分類されます。

（参考）ココヤシの実の乾燥果肉で、やし油の搾油に使用される食用に適しないコブラは第 12.03 項に分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）